

質権設定承認申請書（住宅団地用）

(以下「甲」という。)は、(以下「乙」という。)に対する下記第2項借入・求償債務の弁済の担保として、第3項の土地に関して、群馬県と甲との間に締結した平成 年 月 日付宅地分譲契約（以下「分譲契約」という。）の解除又は分譲契約に基づく買戻権行使がなされた場合甲が群馬県に対して取得する下記第1項の返還金請求権に、下記第4項を条件として第 位の質権を設定いたしますので承認くださるよう、ここに連署をもって申請いたします。なお、分譲契約の解除又は買戻権行使がなされた場合、債務の期限の利益を失うことを甲・乙間で契約いたしましたから、その時の残債務額を限度として返還金を直接乙に対しお支払いください。

記

1 返還金請求権の内容（質権設定額）
金 額 金 円
（分譲契約代金額を上限額とする）
期 日 より 年間

2 借入又は求償債務明細
金 額 金 円
使 途
債権証書日付 平成 年 月 日

3 分譲土地
(1) 団地名
(2) 区 画 街区 号

- 4 条 件
(1) 群馬県が分譲契約を解除し又は買戻権を行使した場合の甲に対する返還金は、分譲契約に基づく「土地使用料相当額」及び「違約金」の支払に充当されるほか、群馬県が受けた損害額が土地使用料相当額と違約金との合計額を超えるときは、その超過額の支払に充当された残額であること。
(2) 前号のほか、甲が分譲土地に建設した住宅及び分譲土地につき住宅金融支援機構（住宅金融支援機構の証券化支援事業によって住宅金融支援機構に債権を譲渡することとなる金融機関を含む。）に対して負担する債務があるときは、前号の返還金は当該債務の弁済に充当された残額であること。
(3) 乙が群馬県から直接支払を受ける限度額は、第1号及び前号のほか、先順位の質権が設定されている場合は、その質権を実行された残額であること。
(4) 群馬県が分譲契約を解除し又は買戻権を行使した場合には、甲及び乙は分譲土地に設定している担保権の登記を速やかに抹消すること。
(5) その他群馬県が甲に対して有する抗弁事由は、乙に対しても保留されていること。

平成 年 月 日

群馬県団地総合事務所長 様

住所
甲（譲受人） 氏名 印
住所
乙（質権者） 氏名 印

上記のとおり質権の設定を承認します。

平成 年 月 日

群馬県団地総合事務所長 印

金融機関確定日付